

5歳から11歳の新型コロナワクチン小児接種について



5歳から11歳の小児を対象に、新型コロナワクチン接種を行います。

ワクチンの接種を受けることは強制ではありません。予防接種の効果と副反応のリスクの双方の理解をした上で、ワクチンの接種を受けるかご検討ください。

【対象者】

三島町に住民票がある5歳から11歳の方（12歳の誕生日の前日まで）

※特に、慢性呼吸器疾患、先天性心疾患など、重症化リスクの高い基礎疾患を有するお子さんは、接種が推奨されています。接種にあたっては、あらかじめかかりつけ医とよくご相談ください。

※1回目の接種時に11歳だったお子さんが、2回目の接種時まで12歳の誕生日を迎えた場合、2回目接種にも小児用ワクチンを使用します。1回目の接種が12歳の誕生日以後になる方は、12歳以上向けのワクチンとなります。

【実施医療機関・接種開始日】

場所：坂下厚生総合病院

日時：令和4年3月17日（木）から（毎週水曜日、第2木曜日を除く平日）
午後2時30分から

【使用するワクチン】

ファイザー社製小児用新型コロナワクチン

（ファイザー社の12歳以上のワクチンと比べ、有効成分が1/3になっています）

【接種回数】

3週間の間隔をあけて2回

【接種費用】

無料



【接種券の発送について】

平成22年3月18日から平成29年7月31日生まれの方を対象に保護者の方に対して接種券を発送しています。平成29年8月1日以後の生まれの方については詳細が決まり次第、対応いたします。

〈送付内容〉

- ・接種券一体型予診票（裏面：委任状）2回分
- ・新型コロナワクチン予防接種済証
- ・新型コロナワクチン小児（5歳～11歳）接種のご案内
- ・ワクチンの説明書など

※予診票はあらかじめ記入し、接種会場まで持参してください。



【予約方法】

両沼地方コロナワクチンコールセンターにお電話いただき、小児用ワクチンの予約であることをお伝えください。



☎ 0570-020-260 （ナビダイヤル）

受付時間：月～土曜日の午前9時から午後5時まで

※2回分の予約がセットになっています。

【注意事項】

- ・接種を受けるには保護者の同意及び同伴が必要です。
※予診票の署名欄に保護者の署名が必要です。予診票の保護者欄に署名がなければ、接種は受けられません。
※特別な事情により保護者の同伴ができない場合は、普段から被接種者の健康状態等を熟知する家族等が代わりに同伴することも可能です。その場合、保護者の委任状が必要となりますので、接種券裏面の委任状にご記入の上、当日ご持参ください。接種される方の健康状態の確認などのため、必要に応じて保護者に連絡をする場合があります。
- ・前後に他の予防接種を行う場合、原則として新型コロナワクチン接種日と2週間の間隔を空けてください。
- ・接種当日は、他のワクチンとの接種間隔を確認するため、母子健康手帳を持参ください。
- ・接種日が12歳の誕生日となるお子さんについては、小児のワクチン接種はできません。12歳以上向けのワクチン接種になります。

【持参していただくもの】

- 接種券一体型予診票（右上に接種券が印刷されています）
※あらかじめご記入ください。
- 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
- 本人確認書類（健康保険証、マイナンバーカードなど）
- 診察券
- 母子健康手帳 ※お子さんの予防接種間隔を確認するため必ずご持参ください。
- おくすり手帳



【ワクチン接種に関するお問い合わせ】

- 福島県新型コロナワクチン子ども相談窓口
☎ 0120-191-567
（午前9時から午後8時まで、土日・祝日も対応）
- 三島町役場町民課保健福祉係
☎ 0241-48-5565
（午前8時30分から午後5時15分まで、土日・祝日は除く）



【ワクチン接種後の体調不良に関して】

- 接種を受けた医療機関やかかりつけ医
- 福島県子ども救急電話相談（午後7時から翌朝8時、365日）
☎ #8000 （固定電話プッシュ回線・携帯電話）
☎ 024-527-3790 （固定電話アナログ回線など）

【厚生労働省ホームページ】

- 5～11歳の子どもの接種（小児接種）についてのお知らせ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_for_children.html
- 新型コロナワクチン Q&A
<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/child/>